

**鳥取県告示第304号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネライフケア 代表取締役 白崎朝宏	米子市錦町三丁目77	ハピネライフケア鳥取支社	鳥取市浜坂315-2	平成21年4月1日